

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスについては、ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めて行くための重要な経営政策と認識し、経営の効率性及び透明性の向上、取締役会及び監査役(会)の機能の強化等を図るため、各種の施策に取り組んでおります。当社は、監査役制度の下で、取締役の員数の適正化を図り、意思決定の迅速性・機動性の向上に努めています。併せて、経営の透明性の確保を企図して、社外取締役(1名)及び社外監査役(2名)を登用するとともに、経営責任の明確化及び経営環境の変化への迅速な対応を企図して、取締役の任期を1年としております。

#### [【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新](#)

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

#### [【大株主の状況】更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東芝テック株式会社	3,396,500	56.61
国際チャート従業員持株会	214,900	3.58
横河電機株式会社	183,300	3.06
志村 克己	82,100	1.37
牧野 正嗣	58,200	0.97
王子ホールディングス株式会社	50,000	0.83
澤 信也	42,000	0.70
三井住友信託銀行株式会社	40,000	0.67
曾志崎 稔	32,900	0.55
羽根田 治久	21,100	0.35

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

東芝テック株式会社 (上場:東京) (コード) 6588

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

パルプ・紙

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4.支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は、親会社である東芝テック株式会社（以下東芝テック）であり、東芝テックの議決権所有割合は、現在56.6%であります。また、東芝テックの支配株主はその親会社である株式会社東芝（以下東芝）であります。

当社は東芝テックのラベルプリンタに適合したラベル紙の開発・製造・販売を行っているとともに、同社のバーコードプリンタ等の販売代理店として、ラベルプリンタ等の仕入取引を行っております。また、東芝を始めとする東芝グループ各社に計測用記録紙等を製造・販売しております。

研究開発、商品供給、営業活動など東芝テック及び東芝テックグループ各社とは広範な事業協力関係にあります、上場会社として、独立性を維持・確保する中で、今後とも連携強化を図ってまいります。

なお、東芝テック及び東芝グループ各社との取引内容及び条件の妥当性については、市場動向その他を勘案して交渉の上、一般的な取引条件に基づき決定しております。

#### 5.その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
牛込 裕郎	他の会社の出身者	○			○	○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
牛込 裕郎		東芝テック(株) リテールソリューション事業本部 サプライ営業推進担当グループ長(現在)	牛込氏の豊富な経験、見識等を、当社の意思決定並びに業務執行の監督等に活かすため、社外取締役として選任しております。

#### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】



## 【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

役員報酬等については、業績連動型報酬制度やストックオプション制度の導入はしておりませんが、役員賞与については、業績を勘案して支給しております。

ストックオプションの付与対象者
-----------------

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)にて、取締役及び監査役に支払った報酬等の総額を開示しております。なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)については経営管理統括部がサポートしております。また、経営の透明性の確保を企図して、必要に応じ隨時意見交換、情報の伝達、会議における資料の事前配布を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度の下で、取締役の員数の適正化を図り、意思決定の迅速性・機動性の向上に努めています。併せて、経営の透明性の確保を企図して、社外取締役及び社外監査役を登用するとともに、経営責任の明確化及び経営環境の変化への迅速な対応を企図して、取締役の任期を1年としております。

経営監視面では、取締役(社内5名、社外1名)による業務執行の監督、監査役(社内1名、社外2名)による業務監査、会計監査人による会計監査を実施するとともに、経営監査部門による内部監査を実施しております。

なお、会計監査は新日本有限責任監査法人に依頼しております。

当社独自の取り組み

取締役会のほか、常勤役員及び統括部長が出席する「経営会議」を、取締役会に次ぐ機関と位置づけて隔週で開催し、経営全般・業務執行に

に関する議案の決定を行っております。更に常勤役員及び統括部長、組織長が出席する「経営連絡会」を月1回開催し、情報共有を図っております。

更に、当社は会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、監査役会、会計監査人を設置しております。また、常勤監査役と監査役会及び会計監査人との協議の場を設け、相互に連携し監査役監査、会計監査の実行性向上を図っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役設置会社である当社においてはコーポレート・ガバナンスの実効性を確保するために、監査機能の充実及び取締役会の運営における透明

性・客観性・妥当性の確保が必須と考えております。

現在採用している監査役制度により、外部からの経営の監視、検証機能という面でコーポレート・ガバナンスを十分発揮できる体制が整っていると  
考えております。

更に、当社は会社法第2条第6号に定める大会社には該当していませんが、監査役会、会計監査人を設置しております。今後も、この方針に従い  
コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ってまいります。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日の15日前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	原則、集中日を回避した日程を設定しております。 第56回定時株主総会は、平成27年6月26日(金)に開催いたしました。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>適時開示に係る当社の基本姿勢 当社は資本市場の公平性と健全性及び投資者の市場への信頼の基礎に資することを目的として、投資者に対して、投資判断の基礎である重要な会社情報を公平、均等、正確かつ迅速を原則としてタイムリーな情報開示を行います。 具体的には東京証券取引所の「適時開示等規則」に準じた情報ならびに他の重要な情報を決定・発生後、速やかに公表するほか、当社をより一層理解していただくために有効な、重要事実以外の情報につきましても積極的に開示いたします。さらに、適正な情報開示に向けて、必要に応じて外部の有識者の助言・指導を得ております。</p> <p>各種会社情報の取り扱い 当社では会社情報の適時開示について、適時開示担当部署が窓口となり、法令、ならびに取締役会規程、インサイダー取引防止に関する規程、その他社内規程、当社制定による企業行動規範等を遵守し、以下のとおり適時開示すべき情報を取り扱います。</p> <p>(会社情報の集約・管理) 適時開示が必要と考えられる各種会社情報は、各事業部門、関連部署等より適時開示担当部署へ連絡・報告される体制をとっております。適時開示担当部署でその内容を確認し、情報開示担当役員に報告することにより、情報開示担当役員が集約・管理しております。</p> <p>(情報の重要性の判断、適時開示の要否) 情報開示担当役員を中心に人事、総務、経理、経営監査、当該案件担当部署等で東京証券取引所の定める適時開示規則等に準じて協議いたします。</p> <p>(外部公表) 情報開示担当役員は、決定事実及び決算情報については代表取締役に報告し、取締役会承認・決議後遅滞なく、発生事実についてはその発生を認識した時点で速やかに開示することが可能となる機動的な会議体運営及び開示体制を整えており、情報開示担当部署において情報開示担当役員の承認を得て、東京証券取引所でのTDnet、記者クラブへの投函、当社ホームページ等にて速やかに適時開示しております。</p>	
IR資料のホームページ掲載	<a href="http://www.kcp.co.jp/ir/index.html">http://www.kcp.co.jp/ir/index.html</a> ホームページに決算短信・有価証券報告書・事業報告・各種プレスリリース等の投資家向け情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理統括部	
その他	新聞、雑誌を媒介としたIRを行っております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	東芝テックグループ及び当社の企業理念の中で、ステークホルダー（お客様、株主、地域社会、政治や行政、従業員等）に対する基本姿勢を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>推進部署（J-SOX・環境・品質）が主体となり関連部署と連携し、積極的に推進・展開しております。内部業務監査、品質内部監査・品質サーベイランス、環境内部監査・環境サーベイランスをそれぞれ年2回以上、月1回の安全衛生委員会、その他個人情報保護法への対応などを実施しております。</p> <p>1996年12月 品質マネジメントシステムの国際規格「ISO9001」の認証取得      1999年1月 環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の認証取得      2013年2月 労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格「OHSAS18001」の認証取得</p>
ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定	国際チャート企業行動規範を制定し、「企業情報を積極的かつ公正に開示」することとしております。また、インサイダー取引防止に関する規程、秘密保持規程、情報管理規程、個人情報管理規程等に方針等を定めております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制

会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項及び同第3項に基づき、以下の通り、内部統制システムを整備しております。

株式会社の業務の適正を確保するための体制

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 取締役会は、定期的に取締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役に随時取締役会で報告させる。

イ. 取締役会は、経営監査部門長から定期的に経営監査結果の報告を受ける。

ウ. 監査役は、定期的に取締役のヒアリングを行うとともに、経営監査部門長から経営監査結果の報告を受ける。

エ. 監査役は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について取締役から直ちに報告を受ける。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役は、「情報管理規程」、「伝達ならびに重要文書管理規程」等に基づき、経営会議資料、起案書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。

イ. 取締役は、経営会議資料、起案書、計算関係書類、事業報告等の重要な情報を取締役及び監査役が閲覧できるシステムを整備する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. Chief Risk-Compliance Management Officer(以下、CROという。)は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長としてクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。

イ. 取締役は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、ビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、取締役が策定した中期経営計画、年度予算を承認する。

イ. 取締役会は、取締役の権限、責任の分配を適正に行い、取締役は、職務分掌集に基づき従業員の権限、責任を明確化する。

ウ. 取締役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。

エ. 取締役は、「取締役会規程」、「意思決定規程」等に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。

オ. 取締役は、年度予算の達成フォローを行うとともに、適正な業績評価を行う。

カ. 取締役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム等の情報処理システムを適切に運用する。

(5)使用者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 取締役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝テックグループ経営理念」、「国際チャート企業理念」、「東芝テックグループ行動基準」、「国際チャート企業行動規範」を遵守させる。

イ. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長としてコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。

ウ. 取締役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。

(6)株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、独立性を維持・確保する中で、親会社と適切な連携を図りながら、業務の適正を確保するための体制を整備する。

監査役の職務の執行のために必要なもの

(7)監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

ア. 補助すべき使用者は置いていないが、監査役との協議により監査役が必要とする職務の補助を行う。

イ. 経営監査部門は監査役との協議により監査役が要望した経営監査を実施し、その結果を監査役に報告する。

(8)前号の使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア. 監査役が必要とする職務の補助を行う使用者は、当該補助に関して監査役の指揮命令に従う。

(9)監査役への報告に関する体制

ア. 取締役、従業員は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、監査役に対して都度報告を行う。

イ. 取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。

(10)監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア. 監査役に報告をした役職員については、報告を行なったことを理由に、不利な取扱いをしないことを別途定める規程に明記する。

(11)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ア. 当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部門が審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

(12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- イ. 取締役、従業員は、定期的な監査役の往査・ヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
- ウ. 経営監査部門長は、期初に経営監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、経営監査結果を監査役に都度報告する。
- エ. 監査役は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
- オ. 取締役は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査役に説明を行う。
- カ. 取締役社長は、経営監査部門長の独立性確保に留意し、経営監査部門長の人事について、監査役に事前連絡、説明を行う。
- キ. 取締役は、経営監査に係る「セルフ・アセスメント・プログラム」の実施結果を監査役に都度報告する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による事業活動への関与防止及び当該勢力による被害防止を図るため、内部統制システムの一環として、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた体制整備を行っております。

### A.リスク評価の徹底

反社会的勢力による事業活動への関与を拒絶する旨を「グループ行動基準」「企業行動規範」に明記することにより、反社会的勢力に関与することのリスク認識を明確にしております。

また、「グループ行動基準」「企業行動規範」冊子の配布、同基準の教育の継続的実施などにより、反社会的勢力との関係根絶を役員・従業員に徹底しております。

### B.統制活動の推進

反社会的勢力との接触の禁止を徹底する観点から、総務担当部署が中心となって、反社会的勢力への対応要領の整備や役員・従業員に対する啓蒙活動を推進しております。

また、「グループ行動基準」「企業行動規範」に同基準違反者に対する懲戒規定を設け、同基準の遵守徹底を図っております。

### C.情報伝達の明確化

総務担当部署が関係情報の収集・伝達を行い、関係者への周知徹底を図っております。

また、警察、弁護士等(以下、外部専門機関という。)との連絡窓口を定めて情報伝達を円滑に行うことにより、反社会的勢力からの接触に適時適切に対応できる体制を構築しております。

### D.監視活動

反社会的勢力排除に向けた管理体制下で、監査役の往査・ヒアリング、経営監査部門の内部監査などによる監視を実施しております。

### E.外部との緊密な関係構築

反社会的勢力からの接触に備え、外部専門機関と適宜情報交換を行うなど、外部専門機関と緊密な連携関係を構築しております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特にありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。

